

宗教法人実務担当者 各位

## 「第42回宗教法人実務担当者研修会のお知らせ」

このたび下記の要項で「宗教法人実務担当者研修会」を開催いたします。  
つきましては、下記対象の方にご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

### 日時場所

令和6年6月26日(水)

午後1時30分開始～午後3時半頃終了予定(午後1時より受付開始)

第三十八母屋9階大広間

### 内容

「ハラスメントについて教会が気をつけること」

最近の宗務行政について

吸収合併手続きの進捗状況について

### 対象

教区・直属の宗教法人実務担当者 各1名

※2名以上の参加を希望される場合は事前にご相談ください。

### 申込方法

お申込みは以下のいずれかの方法で、「教区・直属名」「立場」「氏名」をお知らせください。

申込み締め切りは6月10日です。

- ① 宗教法人課 LINE 公式アカウント
- ② Eメール      hojinka@tenrikyo.or.jp
- ③ 電話          0743-63-2157



公式ライン登録用 QR コード

## ☆土地の売買に係る登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

令和6年度の税制改正により、土地の売買による所有権移転登記の登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

登録免許税とは、所有権保存、移転などさまざまな登記をする際に法務局で支払う税金です。土地の売買による所有権移転登記の際の登録免許税は2%と決められていますが、現在「軽減措置」により、1.5%と0.5%低くなっています。この軽減措置が適用できる条件はとくになく、土地の面積や、その土地に住宅などが建っているかどうかも関係ありません。

宗教法人の場合、境内地やその隣の駐車

場また飛地境内地を購入するときに、登録免許税の非課税申請を所轄庁に申請して、宗教の用に供していると所轄庁から判断されれば、登録免許税の非課税の許可が下りた後に法務局で登記することができますが、教会から少し離れた飛地を購入する際や、宗教の用に供していないと判断されれば、非課税の許可は下りないので、1.5%の登録免許税を支払って登記することになります。

土地の売買以外の所有権移転に係る登録免許税の課税価格は、寄付や交換は2%、法人の合併による所有権移転は0.4%と変わらないので注意が必要です。

### 土地の所有権移転登記

内容	課税標準	税率	軽減税率（措法72）
売買	不動産の価額（注）	1000分の20	令和8年3月31日までの間に登記を受ける場合1000分の15
相続、法人の合併または共有物の分割	不動産の価額（注）	1000分の4	
その他 （贈与・交換・競売等）	不動産の価額（注）	1000分の20	

（注）課税標準となる「不動産の価額」は、市町村役場で管理している固定資産税台帳に登録された価額がある場合は、原則その価額です。固定資産税台帳に登録された価額がない場合は、近くの不動産の価額を知るために市町村役場で近傍類似宅地価格を出してもらるか、登記官が認定した価額になりますので、その不動産を管轄する登記所にお問い合わせ下さい。

### 編集後記

日がだいぶ長くなってきて暖かくなり過ごしやすい季節になりました。私は先月末に2年ぶりにコロナに罹ってしまいました。季節の変わり目による風邪かなと思ったのですが、診断名を聞いて驚きました。喉が痛く食べ物も飲み物も何も喉が通らない状態ですごくつらい思いをしたのと同時に普段から何不自由なく飲食ができることにすごくありがたみを感じました。皆様も体に気をつけてお過ごし下さい。（太）

### 法律専門相談室のご案内

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157（担当：原田）

FAX番号 0743-63-3804